

令和3年 第21回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年12月1日（水）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所6階第4会議室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第21回 八千代市選挙管理委員会

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市役所6階第4会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
	主査 渋谷悠太	
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>第4号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>第5号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p>	
6 閉会時刻	午前10時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第21回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、木村委員を指名します。 それでは、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和3年12月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第19条の規定により、12月は選挙人名簿の定時登録を行うこととなっておりますので、12月1日を基準日として新規登録者を定めます。 内訳は、「年齢要件」としては、平成15年11月2日から平成15年12月2日までに生まれた者155人を、満18歳になる年齢到達者として、 「住所要件」としては、令和3年7月19日から令和3年9月1日までに転入の届出をした者837人を転入者等として、前回10月18日に登録した選挙人名簿に加えることとなります。 これより各委員の皆様にご名簿をお持ちいたしますので、登録要件のご確認等お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定め</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>ることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和3年12月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第28条の規定により、以下の者を選挙人名簿から抹消いたします。 内訳は、死亡による抹消者数が99人、転出による抹消者数が693人、在外移転による抹消者数が1人となっております。 これより各委員の皆様にご名簿をお持ちいたしますので、抹消要件等のご確認等お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
江野澤委員	職権削除とは何ですか。
事 務 局	実態調査等で居住の実態がない人を戸籍住民課で削除します。
周郷委員長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定及び改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職の請求）、第81条第1項（長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第5条第15項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和3年12月1日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき、各法律で定められている直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり、告示をすることになります。</p> <p>それぞれ必要な選挙人の数は、</p> <p>1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>数 3, 329人</p> <p>2 地方自治法第76条第1項, 第80条第1項, 第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数 55, 483人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数 27, 742人</p> <p>なお, 「選挙人名簿登録者数」166, 448人をそれぞれ等分して, 少数点以下が生じた場合は, 切り上げることとなっております。</p> <p>以上, ご審議の程, お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより, 議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより, 議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。</p> <p>本案は, 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって, 本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に, 議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の6第1項の規定により, 在外選挙人名簿に登録する者及び同条第2項の規定により, 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を, 次のとおり定める。</p> <p>令和3年12月1日提出</p> <p>八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下, 内容についてご説明いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>在外選挙人名簿の登録の申請方法には、出国後に在外公館に出向いて申請する方法と、出国前に申請する方法があります。</p> <p>今回海外で申請された者が2名、出国前に申請があった者が1名となっております。</p> <p>海外で申請された2名につきましては、管轄領事館から住所要件期間が3ヶ月以上であることを証明する意見書を受理し、本籍地の市町村に在外選挙人名簿に登録される資格を確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり2名の方を登録いたします。</p> <p>また、出国前に申請をした者につきましては、本市の選挙人名簿に登録されており、外務大臣をとおり国外に住所を有するものと認められましたので、議案のとおり1名の登録の移転いたします。</p> <p>これから、登録申請書等の関係書類をお回しいたしますので、ご確認等お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。

発言者	発 言 要 旨
	<p>令和3年12月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされておりますので、議案の3名の方を在外選挙人名簿から抹消いたします。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。
周郷委員長	事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。
局 長	連絡事項 ・ 次回の委員会の開催日程について
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第21回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。